

## ○模造医薬品の流通防止について

(昭和六〇年五月二日)

(薬発第四七一号)

(各都道府県知事あて厚生省薬務局長通知)

最近、制がん剤及び消化性潰瘍剤の模造品が市場に流通している事件が相次いで発見されたが、これらの事件は、医薬品に対する国民の信頼を損なわせる極めて遺憾な事件である。

医薬品は、国民の生命に直接関係するものであることから、これらを取り扱う者は、薬事法上の規定を遵守し、これらの有効性、安全性及び品質の確保に努める必要があり、卸売一般販売業にあつては、取引の相手方が薬事法上の許可を有していることを確認し、必要に応じ試験検査を行うなど不良、不正な医薬品が流通しないよう万全の注意を払わなければならない。

しかるに、今回の事件においては、この業務を怠つた安易な医薬品の購入が行われており、これが事件を引き起こした原因の一つと考えられる。

ついては、この種事件の再発を防止するため、不良、不正な医薬品の製造等について監視の一層の徹底を図るとともに、これらの医薬品が流通することのないよう貴管下関係業者に対する厳正な管理の指導徹底及び監視の強化をお願いする。

なお、貴管下の関係業者がこの種事件に関して薬事法に違反する行為を発見したときは、速やかに当職に連絡するとともに、薬事法に照らし厳正に措置するようあわせてお願いする。